

福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例の骨子

第1章 総則(第1-10条)

○目的

- ・ 県、市町村、事業者及び県民等が一体となった希少野生動植物種(以下「希少種」という。)の保護により、
- ・ 生物多様性の確保
- ・ 人と野生動植物とが共生する豊かな自然環境を次代に継承

○県の責務

- ・ 野生動植物種の状況の把握
- ・ 希少種の保護に関する施策の策定、実施
- ・ 事業者及び県民等に対する普及啓発

○事業者の責務

- ・ 事業活動に伴う希少種の生息・生育環境への負荷の低減
- ・ 県、市町村が行う希少種保護の施策への協力

○県民等の責務

- ・ 希少種の保護
- ・ 県、市町村が行う希少種保護の施策への協力

- 定義
- 事業者、県民等が開発を行う際の希少種への配慮
- 所有権その他の財産権の尊重
- 希少種保護基本方針の策定
- 指定希少野生動植物種(以下「指定種」という。)の指定等
- 指定種の指定の提案
県民・事業者・民間団体による指定種の指定の提案

※ 希少野生動植物種：次の①～⑤のいずれかに該当する野生動植物種のこと。①個体数が著しく少ない、②個体数が著しく減少しつつある、③生息・生育地が消滅しつつある、④生息・生育環境が悪化しつつある、⑤①～④以外で種の存続に支障を来す事情がある

※ 指定希少野生動植物種：希少野生動植物種のうち、特に保護を図る必要があるとして条例に基づき指定するもの

第2章及び第3章 指定種を保護するための規制

第2章 個体等の取扱いに関する規制

<第1節 個体等の所有者等の義務等(第11・12条)>

- 指定種の所有者等の義務
- 指定種の所有者等に対する助言・指導

<第2節 個体の捕獲等及び個体等の所持等の禁止(第13-22条)>

- 捕獲等の禁止
生きている指定種の捕獲・採取・殺傷・損傷の禁止
- 捕獲等に係る許可(学術研究、繁殖等のため)
- 国の許可を得て捕獲等をする場合の届出
- 捕獲許可者に対する措置命令(飼養栽培施設の改善等)、許可の取消し
- 所持等の禁止
違法に捕獲等された指定種の所持・譲渡し・譲受け・引渡し・引取りの禁止
- 捕獲等の許可期間を超えて指定種を所持する場合の届出
- 違法所持への措置命令(県への指定種の譲渡)
- 陳列又は広告の禁止
販売を目的に違法に捕獲等された指定種の陳列又は広告の禁止
- 違法陳列又は広告への措置命令(陳列等の中止等)
- 捕獲許可者に対する報告徴収及び立入検査

※陳列：店頭等に置くこと
広告：インターネット、雑誌等に掲載すること

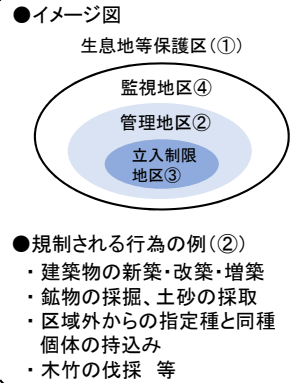
第3章 生息地等の保護に関する規制

<第1節 土地の所有者等の義務等(第23・24条)>

- 土地利用に際しての希少種保護への配慮
- 土地の所有者等に対する助言・指導

<第2節 生息地等保護区(第25-32条)>

- 生息地等保護区(以下「保護区」という。)の指定(①)
指定種の生息環境の保護が必要な区域
- 管理地区の指定(②)
①のうち保護の必要性が高く、区域内の行為について知事の許可が必要な区域
- 立入制限地区の指定(③)
②のうち特に嚴重な保護が必要であり、立入りを禁止する区域
※土地所有者等の同意が必要
- 監視地区の指定(④)
①のうち②以外の区域。区域内の行為について知事への届出が必要な区域
- 保護区内での行為の実施方法に係る指示、違反者に対する措置(行為の中止、原状回復命令)
- 保護区内での行為者に対する報告徴収及び立入検査
- 保護区指定に係る立入調査
- 保護区内での行為の不許可等に伴う損失の補償



第4章及び第5章 指定種を保護するための施策

第4章 保護回復事業(第33-38条)

※指定種の個体数維持、繁殖促進、生息地の保全・再生のための事業

- 保護回復事業計画の策定
- 保護回復事業の実施、県以外の者が実施する場合の手続き(確認、認定)
- 指定種に係る規制(捕獲、譲渡し等の禁止)の適用除外
- 保護回復事業の廃止手続
- 事業実施に伴う土地への立入り
・ 職員の立入り及びその手続(事前通知)
・ 土地所有者不明の際の立入りの手続(県公報への登載、市町村の掲示板に掲示)
- 事業実施に伴う土地所有者への損失の補償

第5章 外来種に関する施策(第39-41条)

- 外来種を放つこと等の禁止
- 外来種からの指定種の保護
- 外来種に関する調査、研究及び情報提供

第6章及び第7章 推進体制等

第6章 推進体制の整備等(第42-47条)

- 総合的な施策の調整・推進体制の整備
- 知事権限の職員への委任
- 希少野生動植物種保護推進員の設置
- 国及び他の地方公共団体との連携
- 県民及び事業者等の自発的な活動の促進
- 調査、研究及び情報提供の実施

第7章 雑則(第48-50条)

- 国等が行う事業に対する規制(捕獲・譲渡し等の禁止)の適用除外
- 生息地等保護区における農林漁業等への配慮
- 規則への委任

第8章 罰則(第51-55条)

○1年以下懲役又は100万円以下の罰金

- ・ 捕獲等の禁止、所持等の禁止に違反した場合
- ・ 管理地区での無許可行為等

○6月以下懲役又は50万円以下の罰金

- ・ 捕獲許可、管理地区の行為許可の条件に違反した場合
- ・ 立入制限地区に立ち入った場合等

○50万円以下の罰金

- ・ 陳列等の禁止に違反した場合
- ・ 監視地区において、未届出の行為をした場合等

○30万円以下の罰金

- ・ 捕獲許可証等を携帯せずに捕獲等をした場合
- ・ 捕獲許可者に対する報告徴収・立入検査等を拒否した場合等

○両罰規定

法人の業務による違反に対し、法人及び行為者の両者を処罰

附則

- 施行期日：第1章は公布の日から施行、第2章から第8章までは規則で定める日から施行(公布から9月を超えない範囲)
- 経過措置：指定日前に指定種の個体等を捕獲・採取し、所持している者の届出義務